

成田市入札等監視委員会議事概要（平成22年度第1回定例会議）

【日 時】 平成22年7月7日（水） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 菊池委員長、菊地委員、大木委員

1. 開 会

2. 総務部長あいさつ

3. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成21年10月1日から平成22年3月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

委員長

落札率の時系列グラフを見ると、平成18年から落札率が下がってきており、特に業務委託はその傾向が顕著だが、当委員会の設置との関係についての見解を。

事務局

成田市入札等監視委員会は平成19年度に設置され、時期を同じくして、入札改革として電子入札を活用した制限付一般競争入札を本格導入したためと考える。

委員長

電子入札と落札率との間に直接的な関係はないと考えるが。

事務局

落札率の下落は、制限付一般競争入札を発注方式の主たる方式にしたことによる。電子入札は、そのための手段である。

委員

設計業務の落札率の低さが、業務委託の落札率の低さに影響しているか。それと、公共工事で最低制限価格での入札による抽選の実施が増えているかどうか、また、それにより工事に影響が出ているかどうか伺いたい。

事務局

業務委託には最低制限価格を設けておらず、特に設計業務で強く競争原理が働いていると考える。

また、公共工事の入札で、平成 21 年度下半期の抽選の実施は 15 件であり、減少傾向にある。最低制限価格の入札による工事への影響は、工事検査では今のところ確認されていない。

(2) 選定事例の審議について

平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に締結した契約の中から、3 名の委員が事前に抽出した 10 件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例 1 (仮称) 久住パークゴルフ場整備工事 (コース築造工事) (10:10~10:18)

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

入札調書を見ると、3 者が同価格、最低制限価格で入札していて、その内 1 者が失格となっているが、理由は。

事務局

失格者は、公告で求めた工事实績を欠いた入札をしたため失格とした。残り 2 者で抽選を実施し落札者を決定した。

委員長

本件工事は、件名に「築造工事」とあるが、発注業種は造園工事という区分となっているが。

事業担当課

工事の中に植栽工等も含まれるが、コース造成工、排水路工等を含むコース築造一式が含まれている。

委員長

造園工事としては予定価格が高いと考えていたが、事業担当課の説明を聞き、コース築造に係る工事一式が含まれていることがよくわかった。

[以上で事例 1 の審議を終了]

事例 2 灰出しコンベヤ (1・2 号炉) 修繕 (10:18~10:32)

[随意契約 (見積競争)]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

落札金額は、予定価格よりもかなり安い。適正な価格があると思うが、そういった調査はしたのか。

事業担当課

仕様は事前にチェックしている。仕様通りの材料が使われていることは検査している。

委員

なぜ、これだけの（金額の）開きが出たのか。どの部分で開きが出たのか。

事業担当課

詳細は分からない。予定価格は、全国都市清掃会議の基準を基に積算している。工事検査の結果、修繕に問題はなかったので、あとは人件費の営業努力が要因ではないか。

委員

なぜ見積競争にしたのかも気になるが、入札にすれば最低制限価格が設定される。最近、価格のたたき合いになっているという話も聞くが、仮に最低制限価格があった場合よりも大幅に低い価格で同じ仕事が出来ているというのは、不思議である。今回どうして安くなったか、という認識がないと、また安ければよいということで欠陥工事にも繋がり余計な費用がかかりかねない。

事業担当課

安かろう悪かろうでよいとは考えていない。今後も随時チェックしていく。本件に関しては、検査の結果問題はなかった。設計積算については、基準の数字があるので、今後もその積上げで積算をしていきたい。

事務局

機械については、通常の積算方法では把握できない部分もあるので、過去の事例等も参考に予定価格を設定している。

委員

今回の積算のやり方では把握できない部分があることを本件は示している。よい積算方法を検討していただきたい。

委員長

本件は修繕工事がとりあげられたが、日常業務で機械の不具合が出た場合、原因ははっきり確認される。問題なく動いているからよいのではなく、今まで余計なお金を払っていたかもしれないので、設計を洗い直すなど検証をお願いしたい。

[以上で事例2の審議を終了]

事例3 ニュータウン中央線築造工事（護岸工）（10：32～10：42）

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

ニュータウン中央線築造工事本件は、協調する必要があるから随契との説明であったが、ニュータウン中央線関係の工事の入札に付しているケースもある。本件も、他の業者では施工できなかったのか。同時に施工するとの説明だが、本件を随契とした理由をもう一度説明してほしい。

事業担当課

河川の断面、堤防部分と川底の両方をコンクリートで保護する工事を施工するわけだが、掘り下げて護岸施工する必要がある。片側（岸）だけでは、片方が高くなってしまいうので、やはり同時施工する必要がある。本件では、既に鉄道事業者が業者を決定していたため、その業者に随意契約で工事を依頼した。

委員

確認だが、本件契約相手方との契約締結が、市にとってメリットがあると判断されたという認識でよいか。

事業担当課

鉄軌道下の工事であり、本件のような契約形態であれば成田市として工事の調整を省くことができ、施工時の問題点もなくなる。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例4 赤坂台方線道路造成工事（10：42～10：48）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

本件の前工事で赤坂台方線道路築造工事というものがあり、本件と似た工事であると思うが、工事期間に比して本件は割高に思われる。なお、本件は工期延長されているようだが、そこまで含めての予定価格設定であったか。

事業担当課

工事費用は、工事期間ではなくあくまで工事内容の積みあがりで決まるものである。造成工事と築造工事では工事内容が異なり、築造工事の主な内容はボックスカルバート（※）を現場打ちするという期間の掛るものであったため、工期が長くなっている。

(※) 地中に埋設される箱型の構造物

[以上で事例4の審議を終了]

事例5 (仮称) 成田市・富里市新清掃工場建設工事施工監理業務委託 (10:48~10:55)

[制限付一般競争入札]

[事務局、事業担当課説明]

委員

コンサルタント業務の費用は、人件費が主と考えてよいか。

事業担当課

はい。

委員

契約金額のほぼ倍が予定価格となっているが、問題はないか。

事業担当課

先程委員ご指摘のとおり、施工監理業務に係る費用は、直接人件費が主でプラス諸経費である。入札結果から推し量るに、両者とも当市業務を受注した実績があり、また、(他官公庁で) ガス化溶融炉の施工監理実績がある。競争意識が強く働いたものとする。

委員

本件応札者は2者であるが、応札者はそのことを事前に知り得るか。

事務局

電子入札を用いた一般競争入札により発注しており、応札者は自分以外の応札者がいるかどうか、誰か、ということは開札前には知り得ない。

[以上で事例5の審議を終了]

事例6 学校給食センター下総・大栄分所調理等業務委託 (10:55~11:01)

[随意契約 (見積競争)]

[事務局、事業担当課説明]

委員

予定価格と契約金額の間に差があるが、この金額で、食の安全は確保されると判断され、契約したのか。

事業担当課

食材の調達には本件には含まれず、市の栄養士が内容検討し直接発注している。本件につ

いては、見積内容を確認したところ仕様が満たされており、契約に問題はないと判断した。

委員

本件は随意契約・見積競争により発注されているが、現場説明会を実施したためと考えてよいか。現場説明をする必要があったということなのか。

事業担当課

調理業務なので、現場の状況や手順等を現場にて説明する必要があると判断した。

事務局

入札の基本は、業務設計書があり、設計書を基に応札者が積算できることである。本件に関しては、積算はしてあるが設計書は作成できないため、本件につき指名した業者に現場説明を実施の上、見積もらせたものである。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 成田市観光ガイド『時代を映す街成田』（改訂版）印刷（11：01～11：09）

[随意契約（見積競争）]

[事務局、事業担当課説明]

委員

観光プロモーション課発注の業務は、担当業務の性質上致し方ない部分もあるとは思いますが、随契が多い印象がある。本件は随契・見積競争の理由として「実績のある」ということを挙げているが、成田市での実績ということによいか。

事業担当課

実績については、ご指摘の通りである。随意契約については、今後、業務を精査し、入札に代えられるものを検討していく。

委員長

中小企業にとり、市との契約は一種のステータスだが、一般的に、随意契約にあらぬ疑念をもたれないためにも、発注理由がきちんと説明できるものとしてもらいたい。

[以上で事例7の審議を終了]

事例8 公民館地上デジタル放送対応テレビ購入（11：09～11：14）

[随意契約（見積競争）]

[事務局、事業担当課説明]

委員

この事例についても、先程の事例と同様のことが言える。応札できる業者の可能性を増やす意味でも、入札出来る件については入札を検討していただきたい。

事業担当課

業務を精査し、入札に代えられるものを検討していく。

[以上で事例8の審議を終了]

事例9 小型動力ポンプ付積載車購入 (11:14~11:19)

[指名競争入札]

[事務局、事業担当課説明]

委員長

本件車両は15年から20年で更新するとの説明だが、そこまでもつのか心配される。その点を説明してほしい。

事業担当課

ポンプについては部品供給が可能な期間は、生産打ち切り後10年間である。また、距離としてはあまり走らない車両である。車とポンプを別々に更新するなど、やりくりをしながら更新している状況である。

委員

5社を指名し入札を実施した理由を説明してほしい。

事務局

2,000万円未満の物品購入の場合の指名業者選定基準に従い、当該車両納入に実績にある業者5社を選定したものである。

[以上で事例9の審議を終了]

事例10 住民基本台帳カード購入 (11:19~11:29)

[随意契約 (特命随契)]

[事務局、事業担当課説明]

委員

業種「印刷製本」への発注であったので、特命随契である理由を確認したく本事例を選定したが、事業担当課の説明を聞き、特命随契にて契約した理由がわかった。確認だが、本件は紙の印刷業務はなく、ICチップ内蔵のカードを購入する契約ということでよいか。

事業担当課

ご指摘のとおり、ＩＣチップ内蔵のカードを購入するものである。なお、カード表面に成田市仕様の印刷をすることは業務に含まれる。

委員

特殊なカードの購入であるため、特命随契をとったということか。

事業担当課

そのとおりです。

委員

成田市独自仕様の機能の付加は、本件受注者以外でも製造可能か。

事業担当課

可能ではあるが、カードを所有する市民が購入したカードリーダーによる読み込みに支障がでる恐れがある。いまのところ検証は出来ていないが、今後の課題として競争できるよう検討する。

[以上で事例１０の審議を終了]

委員長

本日の定例会全体を通してだが、随意契約については色々な事情はあると思うが、一般的に市民から疑いの目で見られる場合が多い。一度決めたことを続けるのではなく、知恵を絞って競争できる点は競争に切り替えてほしい。委員からの意見ということではなく、世間一般の意見であると思う。

各委員他にご意見ありますでしょうか。

(各委員、特に意見なし)

委員長

それでは、議題２の事例の審議はこれで終了といたします。

(3) その他

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

- ・ 次回開催日時 平成２３年１月１７日（月）午前１０時から
- ・ 次回開催場所 ６階中会議室

以上